



IFRS[®]
Foundation

2026年8月

公開草案

IFRS財団

IFRS財団「定款」の的を絞った修正案

コメント期限：2026年11月16日



公開草案

IFRS財団「定款」の的を絞った修正案

コメント期限：2026年11月16日

Exposure Draft *Proposed Targeted Amendments to the IFRS Foundation* is published by the IFRS Foundation (Foundation) for comment only. Comments need to be received by **16 November 2026** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Foundation expressly disclaims all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2026 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licensing@ifrs.org.

Copies of Foundation publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA[®]', the 'Hexagon Device' logo[®], 'IAS[®]', 'IASB[®]', 'IFRIC[®]', 'IFRS[®]', the IFRS[®] logo, 'IFRS for SMEs[®]', 'ISSB[®]', 'International Accounting Standards[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'International Financial Reporting Standards Foundation[®]', 'IFRS Foundation[®]', 'NIIF[®]', 'SASB[®]', 'SIC[®]', 'SICS[®]', and 'Sustainable Industry Classification System[®]'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS財団「定款」の的を絞った修正案

コメント期限：2026年11月16日

公開草案—2026 年 8 月

公開草案「IFRS 財団「定款」の的を絞った修正案」は、IFRS 財団（当財団）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは 2026 年 11 月 16 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2026 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licensing@ifrs.org に連絡されたい。

当財団の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA’[®]、‘Hexagon Device’ ロゴ[®]、‘IAS’[®]、‘IASB’[®]、‘IFRIC’[®]、‘IFRS’[®]、IFRS[®] ロゴ、‘IFRS for SMEs’[®]、‘ISSB’[®]、‘International Accounting Standards’[®]、‘International Financial Reporting Standards’[®]、‘International Financial Reporting Standards Foundation’[®]、‘IFRS Foundation’[®]、‘NIIF’[®]、‘SASB’[®]、‘SIC’[®]、‘SICS’[®] 及び ‘Sustainable Industry Classification System’[®]がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

開始ページ

はじめに	6
コメント募集	8
「定款」の修正案	15
国際会計基準審議会	15
国際サステナビリティ基準審議会	18
<u>マネージングエグゼクティブ・ディレクター及びスタッフ</u>	22

はじめに

2024 年に IFRS 財団は、大きな成功と急速な成長の期間を経て、自らの運営の戦略的な及び包括的なレビューを開始した。このレビューは、当該組織が将来に依然として適合し、グローバルに資本市場に透明性、効率性及び説明責任をもたらすという使命を提供し続けることを確保するように設計された変革プログラムを生じさせた。変革プログラムは、当財団が、世界中の利害関係者の進化しているニーズに対応して、資本市場に対する企業報告についてのグローバルな基準設定主体として機能し続けることを確保するという評議員会の公約を反映している。

このレビューの一環として、評議員会は、当財団がどのように使命を効果的に、効率的に、かつ、長期にわたり持続的に果たし続けることができるのかを検討した。この目的を支援するため、評議員会は、当財団の運営及びガバナンスの取決めのいくつかの側面を合理化することを決定した。これには、2つの基準設定審議会（すなわち、国際会計基準審議会（IASB）と国際サステナビリティ基準審議会（ISSB））の規模を、審議会メンバーの任期が終了するにつれて段階的に削減することが含まれる。両審議会が当財団の利用可能なリソースの範囲内で依然として持続可能となることを確保するためである。2026 年 8 月に公表された評議員会の 5 か年の運営及び財務計画は、当財団が使命を果たすために必要となるリソースを有することを確保するための施策などを通じて、当財団の長期的な財政上の持続可能性を支援する。

評議員会は、両審議会の規模の削減には、両審議会が業務を組織し実施する方法に対するいくつかの修正が必要となることを認識している。評議員会は、独立したグローバルな基準設定主体としての IASB 及び ISSB の継続的な成功を支援すること並びに、両審議会の技術的能力、利害関係者との対話及び長期にわたり作業プログラムを果たしていく能力を維持することを依然として公約している。評議員会は、縮小される審議会が引き続き高品質の基準を提供し、世界中でそれらの採用及び一貫した適用を支援することができると確信している。これには、審議会メンバーの主導による利害関係者との対話が含まれる。両審議会の技術的な深さ及び厳格さは、当財団の広範なインフラストラクチャー（高度のスキルを有し、複数の専門性を有するスタッフ及び各法域の多様な助言機関及び諮問機関の効果的な使用を含む）によって引き続き支援されるであろう。

評議員会は、審議会メンバーの地域的に多様でバランスの取れた構成を維持すること及び専門的な経歴、スキル及び視点の適切な多様性を確保することも依然として公約している。評議員会の見解では、削減後の審議会の規模は、意思決定における見解の適切な多様性を維持し、IASB と ISSB が国際的に多様で知識を有し信用に足るグローバルな基準設定主体であり続けるという信頼を維持するのに十分である。

本公開草案で提案している変更は、これらの目的を支援すること及び IFRS 財団がリソースを効率的に責任を持って使用しつつ変化する環境において使命を効果的に果たし続けられるようにすることが意図されている。したがって、評議員会は、両審議会の規模を削減するという決定を運用可能にするように設計した IFRS 財団「定款」¹の的を絞った 1 組の修正を提案している。この修正は、縮小される審議会のための適切なガバナンスの枠組みを提供し、それが有効に機能することを容易にし、縮小される審議会のガバナンスの取決めにに関する明瞭性を利害関係者に提供する。

¹ IFRS 財団「定款」（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/ifrs-foundation-constitution-2021.pdf> で入手可能）

IFRS 財団定款の的を絞った修正案

評議員会は、本公開草案に対するフィードバックを検討し、その後に「定款」の修正をどのように確定させるのかを決定する。修正が確定される際に、IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」²が、変更（議決の要求事項の変更を含む）を反映するのに必要な範囲で更新される。

² IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」(<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/du-process-handbook-2026.pdf> で入手可能)

コメント募集

審議会の規模及び審議会メンバーの地域的配分

審議会の規模

評議員会は、第 25 条（IASB について）及び第 44 条（ISSB について）を修正して、IASB 及び ISSB が通常は 8 人から 12 人のメンバーで構成されると定めることを提案している。評議員会は、それぞれの審議会について、メンバーの人数を両審議会のそれぞれの優先事項及び業務量を考慮して決定する。評議員会は、縮小される審議会が引き続き高品質の基準を提供し、世界中でその採用及び一貫した適用を支援することができると確信している。評議員会の見解では、8 人から 12 人のメンバーで構成される審議会は、依然として専門的経歴、スキル及び視点の十分な多様性を、国際的な参加を維持しつつ確保する。評議員会は、両審議会の規模だけでなく有効性が国際的な信認及び正当性の基礎となると考えている。

「定款」はこれまで固定的な審議会の人数を定めてきた（ただし、実務上、規定でメンバーの人数について若干の柔軟性を認めてきた）。評議員会は、両審議会の規模における明示的な柔軟性を提供するために、審議会メンバーの所定の範囲を提案している。この範囲は、「定款」の追加的な修正を要せずに、評議員会が長期間にわたりそれぞれの審議会について最も適切な規模を決定する能力を不必要に制約することを避けるものである。この提案は、両審議会が、それぞれの優先事項、業務量又は人員構成の要求が変化した場合に引き続き有効に運営されることを可能にすることを意図したものである。

提案している範囲は、評議員会が長期間にわたりそれぞれの審議会について最も適切な規模を、それぞれの環境、業務量及び運営上の必要性を考慮にいて個別に決定することも可能にする。例えば、ISSB は開発の早期段階にあり、業務量の性質及び強度に変動があることは、ISSB の適切な規模が一定期間にわたり IASB の適切な規模とは異なる可能性があることを意味するかもしれない。

評議員会はそれぞれの審議会が 2028 年から 10 人のメンバーで構成されることになるの見込んでいるが、追加のメンバーが必要となる場合に、12 名を範囲の上限として定めることで柔軟性が提供されることに留意している。例えば、数名の非常勤メンバーがいる場合には、より大きな人数が適切である可能性がある。

審議会メンバーの地域的配分

審議会メンバーは、何らかの地域又は法域の代表として選任されるのではない。メンバーは専門的能力及び実務経験に基づいて個人として選任されるのであり、公益のために行動することが要求される。しかし、地域的な多様性はそれぞれの審議会の人員構成における重要な考慮事項であり、したがって、「定款」は大まかな国際的バランスを確保するためにメンバーの「通常の」地域的配分を定めている。

評議員会は、第 27 条（IASB について）及び第 46 条（ISSB について）を修正して、地域的配分を改訂後の審議会の規模に合わせることを提案している。評議員会は、削減後の審議会の規模は、適切な地域的な多様性及びバランスを維持するのに十分であると確信している。また、評議員会は、両審議会が正式の公開協議、諮問機関及びアウトリーチを通じての多様な国際的視点からの技術的インプットに引き続き依拠することにも留意している。

IFRS 財団定款の的を絞った修正案

修正案は、評議員会がそれぞれの審議会のメンバーの地域的バランスを確保するよう努めることも明示的に記述している。

表 1 は、それぞれの審議会の現在定められている配分と提案している配分を示している。

表 1—両審議会の地域的配分

地域	現在の IASB	現在の ISSB	今回の提案による IASB と ISSB
アジア・オセアニア	4	3	2
欧州	4	3	2
アメリカ大陸	4	3	2
アフリカ	1	1	1
任意の地域（「全体枠 メンバー」）	1	4	残りのメンバー*
合 計	14	14	8-12
* 全体的な地域的不均衡を生じさせないことを条件とする			

提案している地域的配分は、現行の配分とおおむね一貫しているが、縮小される審議会に合致するように手直しされている。

今回の提案は、大まかな国際的バランスという原則を維持しており、両審議会が当財団の業務のグローバルな性格を引き続き反映することを確保し、両審議会が依然として地域的に多様で信用に足るグローバルな基準設定主体であるという信頼を支える。今回の提案は、2016 年以来「定款」で使用されてきたアジア・オセアニア、欧州及びアメリカ大陸に対する配分の現在の平等性を維持し、アフリカからの参加も維持している。

今回の提案は、IASB における全体枠メンバーの比率を増大させる。評議員会の見解では、これは審議会の人員構成の柔軟性を提供しつつ地域的な多様性を支援することによって、より適切な枠組みを提供する。全体枠のポジションは、最高品質の審議会を確保するための際立ったスキル及び経験を有する非常に適格性の高い個人の選任を容易にする。これには、「定款」の地域に容易に適合しない法域（又は何らかの地域）からの個人のほか、新興経済圏からの個人が含まれる。評議員会は、両審議会について提案している全体枠メンバーの配分は、全体的な地域的不均衡を生じさせないことを明示的に条件としていることを強調している。

審議会メンバーは法域を代表するものではなく、技術的事項について個人として投票することを期待されるが、評議員会は、両審議会が広範囲の法域の視点から情報を受け続けることを確保することの重要性を認識している。評議員会は、縮小される審議会の規模は各審議会のメンバーに反映される法域の数を減らす可能性が高いことを承知している。しかし、評議員会は、各法域の両審議会への参加は 2 つの審議会にまたがって考慮することができ、両審議会の活動の他の部分でも提供されると考えている。基準設定のアドバイザリー・フォーラム、諮問会議及び他の諮問機関並びに両審議会の解釈指針委員会及び適用委員会などである。さらに、評議員会自身が特定の法域との強固な結び付きを（評議員と審議会メンバーの根本的に異なる役割を認識しながら）提供することができる。

全体として、地域的配分を改訂する修正案は、両審議会の正当性及び世界中の利害関係者からの信認を維持し、他方で両審議会をより少数のメンバーで効果的に運営するために必要な柔軟性を提供するように設計されている。

また、評議員会は、第 30 条（IASB について）及び第 49 条（ISSB について）も修正して、議長を全体枠メンバーの 1 人として指定するという現在の慣行を正式なものとし、選任が特定の地域に限定されないようにすることも提案している。

質問 1—審議会の規模及び審議会メンバーの地域的配分
評議員会が両審議会の規模を削減する決定を導入するために次のことによって「定款」の修正を提案しているやり方に同意するか。 (a) 審議会のメンバー構成の範囲を定める。 (b) 適切な国際的な多様性及びバランスを維持するためにメンバーの地域的配分を修正する。 同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。

審議会メンバーの属性

非常勤の審議会メンバー

評議員会は、非常勤メンバーについての主要な規定の変更は提案していない（IASB については第 25A 条及び ISSB については第 44A 条において）。

この決定は、限定的な人数の非常勤の審議会メンバーを選任できる現在の能力（すなわち、3 名以内の IASB メンバー及び過半数未満の ISSB メンバーを、当該メンバーが独立性の要求事項を満たすことを条件に、非常勤とすることができる）を維持するものである。「定款」は、非常勤メンバーを「自分の時間の大半を IFRS 財団との有給雇用関係」に置くメンバーと定義している。評議員会は、ISSB についてより大きな柔軟性を維持することが、現在の環境において依然として有用であることに留意している。両審議会の間この小さな相違は、異なる成熟段階、運営上のニーズ及び環境を反映している。

評議員会は、数名の非常勤メンバーを選任できることは、適切な資格と経験を有するメンバーの募集を不必要に制限することを避けるために有用であると考えている。特定のスキル及び経験を有する個人を惹きつけることや、審議会メンバーの具体的な状況に対応するのに役立つ可能性がある。選任の検討において、評議員会は、審議会が業務を実施する能力に非常勤メンバーが与える実務的影響を考慮に入れる。また、評議員会は、非常勤メンバーが有する他の役割が、外部の干渉からの審議会の独立性を損なったり、損なうものと認識されたりしないことを確保する。評議員会は、可能性のある非常勤メンバーを、行動規範に照らし倫理・ガバナンス委員会を通じて、ケースバイケースで評価する。

修正案は、認められる非常勤 ISSB メンバーの人数に対して ISSB の合計人数の削減が与える影響に対処している。具体的には、今回の提案では対応する削減を即時に行うことは要求しておらず、例えば、常勤メンバーが退任する場合、非常勤メンバーの人数が一時的にメンバー全体の過半数を超える可能性がある。しかし、評議員会は、過半数未満という閾値を遵守することが、その後の非常勤 ISSB メンバーの選任（又は再任）を行う際に要求されると提案している。

IFRS 財団定款の的を絞った修正案

評議員会は、IASB と ISSB の両方の議長を常勤メンバーとすることも提案し、したがって、第 49 条を修正して、ISSB 議長が非常勤で務めることができるという従来の柔軟性を削除することを提案している。この柔軟性は、当初、初代の ISSB 議長の候補者を惹きつけるのに役立てることが意図されていた。しかし、ISSB が今や確立されていること及び規模が削減されることを考えて、評議員会は、ISSB 議長を常勤メンバーとすることが適切であると考えている。

メンバーの資格要件

評議員会は、両審議会のメンバーの主要な資格要件に関する規定の変更は提案していない（IASB については第 26 条及び ISSB については第 45 条において）。

「定款」は、両審議会のメンバーの主要な資格要件は「専門的能力及び最近の関連性のある専門的経験」として定めている。「定款」は、評議員会が両審議会のメンバーを「定款」の付属文書における各審議会についての所定の要件と整合的に選任し、両審議会が「当該グループの中で、テクニカルな専門性並びに多様な国際ビジネス及び市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者及び市場又は金融規制当局者を含む）の最善の利用可能な組合せで構成される」ようにすることを要求している。また、「定款」は、ISSB については、「技能、経験及び視点の幅広い基礎が必要とされるので、ISSB メンバーは、サステナビリティに関連性のある多様な範囲の専門性及び役割を反映する職業的背景も有する場合がある」とも述べている。

両審議会の経験の全体的な多様性を維持することは、縮小される審議会ではより困難となる可能性がある。しかし、評議員会は、両審議会が責任を効果的に果たすために必要なスキル、経験及び視点の幅を引き続き有することを確保することを依然として公約している。特に、評議員会は、両審議会は次のようなメンバーを有することが引き続き重要であると考えている。

- 必要とされる中心的なスキル（例えば、テクニカルな専門性並びに利害関係者及び法域との対話）を担う十分なメンバー
- 投資者及び作成者の経験を有する十分なメンバー（投資者の情報ニーズと作成者にとっての実務適用及びコストへの影響が審議会の議論に適切に反映されることを確保するため）

これらの理由で、評議員会は、現行の資格要件の要求事項は依然として適切であり、両審議会において必要なスキル、経験及び視点の幅を維持するための重要な枠組みを引き続き提供すると考えている。したがって、これらの規定の変更は提案していない。

質問 2—審議会メンバーの属性

「定款」において次のことの変更を提案しないという評議員会の決定に同意するか。

- (a) 非常勤の審議会メンバーに関する主要な規定
- (b) 両審議会のメンバーの主要な資格要件

同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。

議決の取決め

評議員会は、議決の規定を縮小される審議会の規模に合わせることを提案している（IASB については第 36 条及び ISSB については第 55 条において）。これらの修正案は、縮小される両審議会が

引き続き効果的に決定を行えるようにし、基準の正当性に対する利害関係者の信認を支えるために現行の議決要件を維持することを意図している。

基準書及び公開草案

「定款」における現在の要求事項は、審議会のメンバーが 12 名未満である場合に、いくつかの潜在的な実務的問題を生じさせる。例えば、「定款」は、審議会のメンバーが 13 名以下である場合には 8 名のメンバーが公開草案及び基準書の公表を承認することを要求している。したがって、例えば、メンバーが 10 名の審議会は 3 人以上のメンバーが反対した場合は公開草案又は基準書を公表することができない。「デュー・プロセス・ハンドブック」における規定を適用すると、これらの議決の要求事項は、審議会のメンバーが 10 名である場合には、技術的な事項を議論するために私的に会合できるメンバーが 2 名までとなることも意味しており、これは効率的な協力及び議論を制限することになる³。現在の議決の要求事項は、審議会のメンバーが 10 名未満となる場合にはさらに非現実的となる。

これらの実務上の課題に対処するため、修正案では、公開草案及び基準書を承認するために単純過半数プラス 1 票を要求し、最低限の賛成票を 5 票としている。単純過半数プラス 1 票という基礎となる原則は、現在、「定款」において審議会のメンバーが 12 名から 14 名の場合について暗黙に含まれており、「単純過半数に 1 名を加えた人数」という表現は、メンバーの定員が揃う前の期間における ISSB での議決を定めるために使用されている。

したがって、修正案は、現在メンバーが 12 名から 14 名の審議会に適用されているのと同じ議決の閾値を維持している。提案している最低 5 票の賛成票は、縮小される審議会による意思決定の正当性に対する利害関係者の信認を維持することを意図したものである。修正案は、「ハンドブック」の 3.19 項で現在定められているのと同様に、棄権は文書に対する反対票と常に同等である旨も明確化している。

評議員会は、これらの議決の要求事項の下では、「ハンドブック」は、審議会のメンバーが 8 名の場合には小グループ会議（審議会アドバイザー会議を含む）への参加を 2 名以内の審議会メンバーに制限することになると認識している。単純過半数プラス 1 名が 6 名となるからである。評議員会は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会が、「ハンドブック」を修正して小グループ会議への参加を認められる審議会メンバーの人数に関する現在のルールを改訂するかどうかを検討する可能性があることに留意している。このルールの修正に関係なく、評議員会は、技術的事項の十分な公開での検討及びそうした事項に関する決定が公開の会議でのみ行われることを強調している。

提案している最低 5 票の賛成票は、各審議会の最低限の人数（すなわち、5 名）も決定することになる。このアプローチは現在、IASB について使用されており、審議会の最低限の人数は、最低票数の要求の運用により現在 8 名である。

その他の文書及び決定

その他の決定（ディスカッション・ペーパー又は情報要請の公表を含む）についての修正案は、単純過半数という既存の議決の閾値を維持し、少なくとも 4 票の賛成票を要求する最低票数の規定を導入している。今回の提案は、「デュー・プロセス・ハンドブック」の 3.19 項で現在定められているのと同様に、棄権は文書に対する反対票と常に同等である旨を明確化している。

³ 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 3.42 項は、小グループ会議に参加する審議会メンバーの人数を、参加する審議会メンバーが書面投票の潜在的な可決阻止少数者を形成できないように制限している。

IFRS 財団定款の的を絞った修正案

修正案は、ディスカッション・ペーパーの承認に関する「ハンドブック」との不整合にも対処している。「ハンドブック」と「定款」の両方が単純過半数を定めているが、「ハンドブック」は書面投票による承認を要求しており、審議会のメンバー全員の単純過半数が必要となるのに対し、「定款」は現在、会議に出席したメンバーのみによる承認を要求している。今回の提案は、「定款」を「ハンドブック」の要求（確立された実務であり、実質的により高い閾値となる）に合わせている。

質問 3—議決の取決め

縮小される審議会の効果的な意思決定を容易にするために、評議員会が提案している「定款」における議決の要求事項を更新する方法に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。

その他の的を絞った修正

評議員会は、「定款」における特定の規定を明確化し更新するためのその他の的を絞った修正を提案している。具体的には、次の事項である。

- 審議会メンバーの任期—第 31 条（IASB について）及び第 50 条（ISSB について）における修正案は、1 人の審議会メンバーの合計の任期は通常 8 年以内とするが、審議会の業務遂行能力を大きく高めることとなる場合には、例外的に最長 10 年まで延長できるという既存の原則を維持するものである。しかし、今回の提案は、個々の任期の柔軟性を拡大できるように文言を明確化し、当初の選任を 5 年以内とし 1 回又は複数回の追加の任期での再任の可能性があるとしている。これは評議員会が両審議会及び個々のメンバーのニーズに合わせた選任ができるようにするものである。
- 作業計画の公開協議の時期—第 37 条(d)(ii)における修正案は、IASB が ISSB と同様に 5 年よりも短い期間の作業計画を設定できることを明確化するものである。
- IFRS 基準書又は公開草案に付属する結論の根拠—第 37 条(j)及び第 37 条(m)（IASB について）並びに第 58 条(j)及び第 58 条(m)（ISSB について）における修正案は、結論の根拠を基準書及び公開草案に付属させなければならないことを明確化するものである。この要求は「デュー・プロセス・ハンドブック」と整合しており確立された実務である。
- マネージング・ディレクター—第 64 条におけるマネージング・ディレクターの表題及び記述の修正案は、「定款」をマネージング・ディレクターの役割の明細及び確立されたガバナンス実務により緊密に整合させ、委任される権限の範囲及び評議員会の最終的な責任に関する明確性を確保するものである。
- ISSB についての暫定的な規定—第 55 条から第 58 条の修正案は、ISSB が定数に満たなかったか又はメンバーが 12 名未満であった時期に適用されていた暫定的な規定を廃止するものである。

質問 4—その他の的を絞った修正

「定款」のその他の的を絞った修正案に同意するか。

期 限

評議員会は、2026 年 11 月 16 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。通常、秘密扱いの要望を認めるのは、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由の裏付けがある場合のみである。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを希望する場合には、コメントを提出する前に commentletters@ifrs.org に連絡されたい。

「定款」の修正案

この修正案において、新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。下線又は取消線が付された文言がない条は修正されていないが、参照の便宜のために含めている。

条文の挿入又は削除を反映するための番号変更は行っていないが、修正が確定される際には順に番号変更される。

国際会計基準審議会

- 25 IASBは通常は8名から12名~~14名~~のメンバーで構成され、評議員会が審議会の優先事項及び業務量を考慮してメンバーの人数を決定する。IASBのメンバーは、第16条(a)に基づいて評議員会により任命される。IASBの業務は、いずれかの時点で定員が完全には充足できていなくても無効とされることはない。
- 25A IASBのメンバーは通常は常勤メンバーとし、それぞれが自分の業務時間の全部をIFRS財団との有給雇用関係に置くものとする。IASBのメンバーのうち3名までは非常勤で務めることができるが、その条件は、そうしたメンバーのそれぞれがメンバー（「非常勤」の表現は、~~当該メンバーは自分の業務時間の大半をIFRS財団との有給雇用関係に置き、~~ことを意味する）でもよく、評議員会が制定する独立性に関する適切なガイドラインを満たすことである遵守しなければならない。~~残りのメンバーは常勤メンバー（「常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の全部をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でなければならない。~~評議員会は定員を充足するように全力を尽くすが、いずれかの時点で定員が充足されていないとしてもIASBの運営が無効とされることはない。~~メンバーが非常勤で務めることを認めるにあたり、~~評議員会は、IASBが業務を効果的に実施できることを確保するため、IASBの全体的な規模及び能力を考慮しなければならない。
- 26 IASBのメンバー資格の主たる要件は、専門的能力及び最近の関連性のある専門的経験である。評議員会は、IASBのメンバーの選出を、本定款の付属文書に示している「IASBメンバーの要件」に合わせて、グループとしてのIASBが高品質でグローバルな会計基準の開発に寄与できるようにするため、IASBが、当該グループの中で、テクニカルな専門性並びに多様な国際ビジネス及び市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者及び市場又は金融規制当局者を含む）の最善の利用可能な組合せで構成されるように行う。IASBのメンバーは、すべての事項で公益のために行動することを確約することが要求される。いかなる個人も、評議員とIASBメンバーの両方を兼務してはならない。
- 27 本定款の付属文書に示されている「IASBメンバーの要件」と整合した方法で、幅広い国際的なバランスを確保するために、どの時点でもIASBの規模を考慮して、通常、次のようなメンバーがいなければならない。
- (a) アジア・オセアニア地域から2名4名
 - (b) 欧州から2名4名
 - (c) アメリカ大陸から2名4名
 - (d) アフリカから1名
 - (e) 全体の地域的不均衡を生じさせないこと~~バランスの維持~~を条件に、任意の地域から任命

される残りのメンバー（「全体枠」メンバー）1名

評議員会は上記の地域別配分を達成するように全力を尽くすが、いずれかの時点で上記の地域別配分に従った定員が充足されていないとしてもIASBの業務が無効とされることはない。評議員会はIASBのメンバー構成において上記の地域別バランスを確保するように全力を尽くさなければならない。

- 28 IASBは、IFRS会計基準の発展を支援し各国の会計基準とIFRS会計基準とのコンバージェンスを促進するために、評議員会と協議のうえ、各国の会計基準設定主体、他の基準設定主体及び会計基準設定に関心のあるその他の正式な機関とのリエゾン関係を確立し、維持していくことが期待される。
- 29 IASBの常勤及び非常勤の各メンバーは、公益のために行動すること並びに、IFRS会計基準書に関する決定及び改訂にあたってはIASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」（随時修正される）を尊重することに契約で同意するものとする。
- 30 評議員会は、1名の常勤メンバーをIASBの議長に任命する。議長は第27条(e)に記述している任意の地域からのメンバー（「全体枠」メンバー）のうちの1人とする。また、IASBの常勤メンバーのうち2名以内を、評議員会が副議長に指名することができる。副議長の役割は、議長が不在の場合にIASBの会議の議長を務めること又は対外契約において議長の代理となることである。議長の任命及び副議長の指名は、評議員会が決定する期間にわたるものとする。副議長の肩書は、そのメンバーが次期議長であることを意味するものではない。議長及び副議長の任命は地域的バランスの維持を考慮して行わなければならない。
- 31 IASBメンバーは、最初は5年以内の任期で任命される。~~3年を任期とする1回の再任が認められ、~~評議員会が再任に関して策定する手続に従って、1回又は複数回の追加の任期で最長5年までの再任の可能性がある。IASBの個々のメンバーの任期の累計期間は、通常8年を超えないものとするが合計で最長で10年まで延長することができるを超えることはできない。
- 32 評議員会は、次のことを確保するための規則と手続を策定する。IASBが独立性を有し、かつ、そう見られること、そして、特に任命に際し、IASBの常勤メンバーが現在の雇用主との全雇用関係を終了させ、IFRS会計基準設定の際の判断の独立性に疑問をもたれるような経済的誘因を生じさせる地位を有さないことである。したがって出向や再び雇用主の元に戻るいかなる権利も認められない。IASBの非常勤メンバーについては、他の雇用関係のすべてを終了させることは期待されないが、十分なレベルの独立性を証明し維持することができるようにしなければならない。
- 33 IASBの常勤及び非常勤メンバーには、各々の付託された責任に相応する額の報酬が支給される。その額は評議員会が決定する。IASBの業務に係る旅費はIFRS財団が負担する。
- 34 IASBは、自らが決定する日時及び場所で会議を開催する。IASBの会議は一般公開とするが、一定の議論（通常は、~~管理的事項に関して選出、任命及びその他の人事案件に限る~~）については、IASBの判断で非公開とすることができる。
- 35 IASBの各メンバーは1票の議決権を有する。テクニカル事項及びその他の事項の両方について、代理投票は認められず、またIASBメンバーには会議に出席する代理人を任命する権利も与えられない。本人が会議に直接又はバーチャルで通信手段を介して⁴出席しているIASBメンバーの単純過半数によって議決される事項で、賛否が同数の場合に、議長が追加

⁴ 「定款」における「通信手段を介して」はすべての場合に「バーチャルで」に修正される。

の決定票を投じるものとする。

36 公開草案又はIFRS会計基準書（IAS®基準書又は解釈指針委員会のIFRIC®解釈指針を含む）の公表には、その時点で在任しているIASBのメンバーの単純過半数に1名を加えた人数の承認を必要とし、いかなる場合でも5名以上の賛成票うち8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認を必要とする。例えば、IASBが10名のメンバーで構成されている場合には、少なくとも7名の賛成票が必要とされ、IASBが8名のメンバーで構成されている場合には、少なくとも6名の賛成票が必要とされる。ディスカッション・ペーパーの公表には、その時点で在任しているIASBのメンバーの単純過半数による承認を必要とし、いかなる場合でも4名以上の賛成票を必要とする。情報要請ディスカッション・ペーパーの公表等、IASBのその他の決定事項については、IASBメンバーの最低でも60%が直接又はバーチャルで通信手段を介して参加した会議において、出席したIASBメンバーの単純過半数を必要とし、いかなる場合でも4名以上の賛成票を必要とする。棄権は文書又は提案に対する反対票と常に同等である。

37 IASBは、次の事項を行う。

- (a) IFRS会計基準書（IFRIC解釈指針を除く）及び公開草案（それぞれ反対意見も含む）の作成及び公表、並びに解釈指針委員会が作成したIFRIC解釈指針の承認及び公表等、IASBのすべてのテクニカル事項についての全責任を負う。
- (b) IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に従って、すべてのプロジェクトについて公開草案を公表し、通常、主要なプロジェクトについてはパブリック・コメントに付するための討議資料を公表する。
- (c) 例外的な状況において、評議員会の承認を公式に要請して評議員の75%からの承認を得た場合に限り、公開草案のパブリック・コメント募集期間をIFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」で定められている最短期間よりも短縮する。ただし、コメント募集の省略はできない。
- (d) テクニカル・アジェンダの策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。
 - (i) 評議員会（第16条(d)に合わせて）及び諮問会議（第61条に合わせて）と協議する。
 - (ii) 公開協議を直近の公開アジェンダ協議の日から少なくとも5年ごとに行う。
- (e) テクニカル事項のプロジェクトの割当について、完全な裁量を有する。その作業の実行を組織する際に、IASBは詳細な調査又は他の作業を各国の基準設定主体又は他の組織に委託することができる。
- (f) コメントを求めて公表された文書に対して合理的な期間内に寄せられたコメントを検討する手続を定める。
- (g) 通常は、主要なプロジェクトについて助言するワーキング・グループ又は他の形態の専門家の諮問グループを組成する。
- (h) 主要なプロジェクト、アジェンダの決定及び作業の優先順位について諮問会議と協議する。

- (i) ISSBとともに、IFRSサステナビリティ開示基準と両立可能で不整合及び矛盾を避けるIFRS会計基準を開発する目的でISSBと協力するための手続を定める。
- (j) 通常は、IFRS会計基準書又は公開草案とともに結論の根拠を公表する。
- (k) IFRS会計基準書案について議論するための公聴会の開催を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについて公聴会を開催する必要はない。
- (l) IFRS会計基準書案がすべての環境において実務的かつ運用可能であることを確保するために、フィールド・テスト（先進国及び新興市場の両方において）の実施を検討する。ただし、フィールド・テストをすべてのプロジェクトについて行う必要はない。
- (m) 上記(b)、(g)、~~(j)~~、(k)及び(l)に示した任意の手続のいずれかに従わない場合には、理由を説明する。

38 いかなる公開草案、解釈指針案又はIFRS会計基準書も、正文はIASBが英文で公表したものである。IASBは、公開草案、解釈指針案又はIFRS会計基準書の正文について権威のある翻訳を公表するか、又は他の者に翻訳を公表する権限を与えることができる。

国際サステナビリティ基準審議会

44 ISSBは通常は8名から12名14名のメンバーで構成され、評議員会が審議会の優先事項及び業務量を考慮してメンバーの人数を決定するが、少なくとも8名以上とする。ISSBのメンバーは、第16条(a)に基づいて評議員会により任命される。ISSBの業務は、いずれかの時点で定員が完全には充足できていなくても無効とされることはない。

44A ISSBのメンバーは通常は常勤メンバーとし、それぞれが自分の業務時間の全部をIFRS財団との有給雇用関係に置くものとする。ISSBメンバーのうち過半数未満までは非常勤で務めることができるが、その条件は、そうしたメンバーのそれぞれがメンバー（「非常勤」の表現は、当該メンバーが自分の業務時間の大半をIFRS財団との有給雇用関係に置き、ことを意味する）でもよく、評議員会が制定する独立性に関する適切なガイドラインを満たすことである遵守しなければならない。ISSBの合計人数が減員される場合（例えば、常勤メンバーの退任後）に、それに対応する非常勤メンバーの減員を即時に行う必要はない。しかし、本条に基づく非常勤メンバーについての過半数未満の閾値を遵守することが、非常勤メンバーのその後の選任（又は再任）を行う際に要求される。残りのメンバーは常勤メンバー（「常勤」の表現は、当該メンバーが自分の時間の全部をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でなければならない。評議員会は定員を充足するように全力を尽くすが、いずれかの時点で定員が充足されていないとしてもISSBの運営が無効とされることはない。メンバーが非常勤で務めることを認めるにあたり、評議員会は、ISSBが業務を効果的に実施できることを確保するため、ISSBの全体的な規模及び能力を考慮しなければならない。

45 ISSBのメンバー資格の主たる要件は、専門的能力及び最近の関連性のある専門的経験である。評議員会は、ISSBのメンバーの選出を、本定款の付属文書に示している「ISSBメンバーの要件」に合わせて、ISSBがテクニカルな専門性並びに、多様な国際ビジネス及び市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者及び市場又は金融規制当局者を含む）の最善の利用可能な組合せとなるグループで構成されるように行う。技能、経験及び視点の幅広い基礎が必要とされるので、ISSBメンバーは、サステナビリティに関連性のある多様な範囲の専門性及び役割を反映する職業的背景も有する場合がある。ISSBは、全体として、

サステナビリティ報告に関する専門知識、関連業界の専門性を証明するとともに、サステナビリティ報告に関する実務的で関連性のある最新の経験を共有することが期待される。グループとしてのISSBが高品質のグローバルなサステナビリティ開示基準の開発に貢献できるようにするためである。ISSBのメンバーは、すべての事項で公益のために行動することを確約することが要求される。いかなる個人も、評議員とISSBメンバーの両方を兼務してはならない。

- 46 本定款の付属文書に示されている「ISSBメンバーの要件」と整合した方法で、幅広い国際的なバランスを確保するために、どの時点でもISSBの規模を考慮して、通常、次のメンバーがいなければならない。

(a) アジア・オセアニア地域から2名3名

(b) 欧州から2名3名

(c) アメリカ大陸から2名3名

(d) アフリカから1名

(e) 全体の地域的不均衡を生じさせないことを条件に、任意の地域から任命される残りのメンバー（「全体枠」メンバー）4名

評議員会は上記の地域別配分を達成するように全力を尽くすが、いずれかの時点で上記の地域別配分に従った定員が充足されていないとしてもISSBの運営が無効とされることはない。評議員会はISSBのメンバー構成において上記の地域別バランスを確保するように全力を尽くさなければならない。

- 47 ISSBは、評議員会と協議して、サステナビリティ報告の基準設定に関心を有している各国の基準設定主体、他の基準設定主体、及びその他の正式な機関関連する利害関係者とのリエゾン関係を確立し、維持していくことが期待される。IFRSサステナビリティ開示基準の開発を支援し各国及び各地域のサステナビリティ報告基準とIFRSサステナビリティ開示基準とのコンバージェンスを促進するためである。
- 48 ISSBの常勤及び非常勤の各メンバーは、公益のために行動すること並びに、IFRSサステナビリティ開示基準書に関する決定及び改訂にあたってはISSBの目的（作成されたならば概念フレームワークも）を尊重することに契約で同意するものとする。
- 49 評議員会は、1名の常勤又は非常勤のメンバーをISSBの議長に任命する。議長は第46条(e)に記述している任意の地域からのメンバー（「全体枠」メンバー）のうちの1人とする。また、ISSBの常勤メンバーのうち2名以内を評議員会が副議長に指名することができる。副議長の役割は、議長が不在の場合にISSBの会議の議長を務めること又は対外契約において議長の代理となることである。議長の任命及び副議長の指名は、評議員会が決定する任期にわたるものとする。副議長の肩書は、当該メンバーが次期議長であることを意味するものではない。議長及び副議長の任命は地域的バランスの維持を考慮して行うべきである。
- 50 ISSBのメンバーは、最初は5年以内のを最長任期でとして任命される。さらに3年の任期で再任が可能であり、評議員会がこのような再任に関して策定する手続に従って、1回又は複数回の追加の任期で最長5年までの再任の可能性がある。ISSBの個々のメンバーの任期の累計期間は、通常8年を超えないものとするが合計で最長で10年まで延長することができるを超えることはできない。

- 51 評議員会は、次のことを確保するための規則と手続を策定する。ISSBが独立性を有し、かつ、そう見られること、そして、特に任命に際し、ISSBの常勤メンバーが現在の雇用主との全雇用関係を終了させ、IFRSサステナビリティ開示基準設定の際の判断の独立性に疑問をもたれるような経済的誘因を生じさせる地位を有さないことである。したがって出向や再び雇用主の元に戻るいかなる権利も認められない。ISSBの非常勤メンバーには、他の雇用関係のすべてを終了させることは期待されないが、十分なレベルの独立性を証明し維持できなければならない。
- 52 ISSBの常勤及び非常勤のメンバーには、各々の付託された責任に相応する額の報酬が支給される。その額は評議員会が決定する。ISSBの業務に係る旅費はIFRS財団が負担する。
- 53 ISSBは、自らが決定する日時及び場所で会議を開催する。ISSBの会議は一般公開とするが、一定の議論（通常は、管理的事項に関して選出、任命及びその他の人事案件に限る）については、ISSBの判断で非公開とすることができる。
- 54 ISSBの各メンバーは1票の議決権を有する。テクニカル事項及びその他の事項の両方について、代理投票は認められず、またISSBメンバーは会議に出席する代理人を任命する権利も与えられない。本人が会議に直接又はバーチャルで通信手段を介して出席しているISSBメンバーの単純過半数によって議決される事項で、賛否が同数の場合には、議長が追加の決定票を投じるものとする。
- 55 公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書の公表には、その時点で在任しているISSBのメンバーの単純過半数に1名を加えた人数の承認を必要とし、いかなる場合でも5名以上の賛成票うち8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認を必要とする。例えば、ISSBが10名のメンバーで構成されている場合には、少なくとも7名の賛成票が必要とされ、ISSBが8名のメンバーで構成されている場合には、少なくとも6名の賛成票が必要とされる。ディスカッション・ペーパーの公表には、その時点で在任しているISSBのメンバーの単純過半数による承認を必要とし、いかなる場合でも4名以上の賛成票を必要とする。暫定措置として、ISSBが少なくとも12名のメンバーで構成されるようになるまでは、公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書の公表には、ISSBの単純過半数に1名を加えた人数の承認を必要とする。情報要請ディスカッション・ペーパーの公表等、ISSBのその他の決定事項については、ISSBメンバーの最低でも60%が直接又はバーチャルで通信手段を介して参加した会議において、出席したISSBメンバーの単純過半数を必要とし、いかなる場合でも4名以上の賛成票を必要とする。棄権は文書又は提案に対する反対票と常に同等である。
- 56 ~~ISSBが最低限の8名のメンバーで構成されるようになるまでは、議長及び副議長は、任命されているメンバーと協議して、次のものを公表することができる。~~
- (a) ~~ISSBを作業計画策定において支援するために一般からのインプットを得るための情報要請~~
- (b) ~~気候に関連した開示及び（又は）サステナビリティに関連した財務情報の開示のための全般的な要求事項について一般のコメントを求めるための公開草案~~
- 57 ~~第56条で定めている文書を公開するという議長及び副議長の決定は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会の監督に服する。公表後に、ISSBはそれぞれの文書に対して寄せられたコメントをレビューし、関連するプロジェクトに関しての追加的な決定を第53条から第55条及び第58条に示されているISSBの通常の手続に従って行う。~~

58 ISSBは、次の事項を行う。

- (a) IFRSサステナビリティ開示基準書及び公開草案（それぞれ反対意見も含む）の作成及び公表を含む、ISSBのすべてのテクニカル事項についての全責任を負う。
- (b) ~~IFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」~~評議員会が承認した手続に従って、すべてのプロジェクトについて公開草案を公表し、通常、主要なプロジェクトについてはパブリック・コメントに付するための討議資料を公表する。
- (c) 例外的な状況において、評議員会の承認を公式に要請して評議員の75%からの承認を得た後にのみ、公開草案についてのパブリック・コメント募集期間を、~~評議員会が承認した手続で定められている最短期間（又は、ISSBについてそうした承認された手続がない場合には、IASBが公表する公開草案についてのIFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」における最短期間）よりも短縮する。~~ただし、コメント募集の省略はできない。
- (d) テクニカル・アジェンダの策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。
 - (i) 評議員会（第16条(d)に合わせて）及び諮問会議（第61条に合わせて）と協議する。
 - (ii) 公開協議を直近の公開アジェンダ協議の日から少なくとも5年ごとに行う。
- (e) テクニカル事項のプロジェクトの割当について、完全な裁量を有する。その作業の実行を組織する際に、ISSBは詳細な調査又は他の作業を各国の基準設定主体又は他の組織に委託することができる。
- (f) コメントを求めて公表した文書に対して合理的な期間内に寄せられたコメントを検討する手続を定める。
- (g) 通常は、主要なプロジェクトについて助言するワーキング・グループ又は他の形態の専門家の諮問グループを組成する。
- (h) 主要なプロジェクト、アジェンダの決定及び作業の優先順位について諮問会議と協議する。
- (i) IASBとともに、IFRS会計基準と両立可能で不整合及び矛盾を避けるIFRSサステナビリティ開示基準を開発する目的でIASBと協力するための手続を定める。
- (j) ~~通常は、~~IFRSサステナビリティ開示基準書又は公開草案とともに結論の根拠を公表する。
- (k) IFRSサステナビリティ開示基準書案について議論するための公聴会の開催を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについて公聴会を開催する必要はない。
- (l) IFRSサステナビリティ開示基準書案がすべての環境において実務的かつ運用可能であることを確保するために、フィールド・テスト（先進国及び新興市場の両方において）の実施を検討する。ただし、フィールド・テストをすべてのプロジェクトについて行う必要はない。
- (m) 上記(b)、(g)、~~(j)~~、(k)及び(l)に示した任意の手続のいずれかに従わない場合には、理由

を説明する。

- 59 いかなる公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書も、正文はISSBが英文で公表したものである。ISSBは、公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書の正文について権威のある翻訳を公表するか、又は他の者に翻訳を公表する権限を与えることができる。

マネージングエグゼクティブ・ディレクター及びスタッフ

- 64 評議員会が任命するIFRS財団のマネージングエグゼクティブ・ディレクター⁵は、IASB及びISSBの議長と協議して、IFRS財団及びスタッフの日常的な管理、並びに当財団の使命の適用及び実行に影響を与える業務上の意思決定を監督する責任を負い、評議員会から委任された権限に基づいて行動し評議員会の監督及び留保権限に従う。マネージングエグゼクティブ・ディレクターは、評議員会議長に報告を行い、IASB及びISSBの議長と対話しなければならない。
- 65 IASB及びISSBの議長は、評議員会と協議して、それぞれの審議会の上級テクニカル・チームの組成に責任を有するとともに、それぞれのチーム及びそのスタッフの監督に責任を負う。

⁵ 「エグゼクティブ・ディレクター」は第 16 条(b)においても「マネージング・ディレクター」に修正する。



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org